

飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日 27生畜第1989号 農林水産事務次官依命通知
一部改正 平成29年3月31日 28生畜第1467号

(通則)

第1 農林水産大臣は、最近の飼料穀物の国際需給の動向に対処して配合飼料の安定的な供給を確保するため、飼料穀物備蓄対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生畜第1984号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する飼料穀物備蓄対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率並びに交付の対象となる期間)

第2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助金交付の対象となる期間は、補助金の交付決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。

(申請手続)

第3 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合であっても、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第5 農林水産大臣は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況

を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払の請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うものとする。

(状況報告)

第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により補助事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、第11に規定する概算払請求書を提出した場合は、これをもって補助事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、農林水産大臣は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 農林水産大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決

定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 農林水産大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15 農林水産大臣は、第8第1項(3)の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、

- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

（補助金の経理）

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付決定額の下限）

- 第19 補助金の交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、生産局長が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

附 則（28年4月1日付け生畜第1989号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業補助金交付要綱（昭和51年5月15日付け51畜B第1097号農林事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧要綱の規定に基づき実施している事業に対する旧要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第2及び第9関係）

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
飼料穀物備蓄対策事業	1. 飼料穀物備蓄支援事業費 (1) 保管費 ア 通常備蓄分 イ 拠点・防災備蓄分 (2) 利子相当額支援費 2. 配合飼料緊急運搬事業費 3. 配合飼料安定供給連携支援事業費	5/17以内 1/3以内 定額 （生産局長が別に定める相当定額） 定額 （生産局長が別に定める相当定額） 定額	経費の欄に掲げる1及び2の経費と、3の経費の相互間における増減	事業の新設又は廃止 事業実施主体の組織の改編に伴う名称等の変更 30%を超える事業費の増減 国庫補助金の増又は30%を超える減

別記様式第1号（第3関係）

飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度において、下記のとおり飼料穀物備蓄対策事業を実施したいので、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

（注）該当する項目についてのみ作成すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

（注）生産局長の承認を受けた事業実施計画を添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B) 円	経費区分		備考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
1. 飼料穀物備蓄 支援事業費 (1) 保管費 ア通常備蓄分 イ拠点・防災 備蓄分 (2) 利子相当額 支援費				
2. 配合飼料緊急 運搬事業費				
3. 配合飼料安 定供給支援事 業費				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差 引 増 減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「区分」の欄は、3の表の「区分」の欄に記載された事項を記載する。

6 添付書類

組織の定款・規約等

その他農林水産大臣が指示する資料

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

平成 年度飼料穀物備蓄対策事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）補助金の額が増額する場合は、件名の「飼料穀物備蓄対策事業補助金変更承認申請書」を「飼料穀物備蓄対策事業補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり〇〇したいので、飼料穀物備蓄対策事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり〇〇したいので、飼料穀物備蓄対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第4号（第11関係）

平成 年度飼料穀物備蓄対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

（官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿）

事業所所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、概算払を受けたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 支払請求額

区 分	補助事業に 要する経費	国庫補助金	既受領額		今回請求額 (第 四半期分)		残額		事業完了 予定年月 日	備考
			金額	出来高	金額	第 四半 期までの 予定出来 高	金額	第 4 四半 期までの 予定出来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

- 2 1. 飼料穀物備蓄支援事業費については、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27生畜第1991号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）第7の1（4）に記載した①備蓄台帳（実施要領別記様式第6号）、②保管経費計算書（実施要領別記様式第8号）、③倉庫業者からの請求額が分かる資料を添付すること。
- 3 2. 配合飼料緊急運搬事業費については、実施要領第9の2（1）に基づく配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書（実施要領別記様式第11号）を添付すること。
- 4 3. 配合飼料安定供給連携支援事業費については、請求額の根拠が分かる資料を添付すること。
- 5 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度飼料穀物備蓄対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

平成 年度飼料穀物備蓄対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿)

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、
下記のとおり事業を実施したので、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第13第1項の
規定に基づきその実績を報告する。

(また、併せて精算額として飼料穀物備蓄対策事業費補助金 円の交付を請求する。)
(注3)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経 費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助 金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」
を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税

額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1)収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注)「区分」の欄は、3の表の「区分」の欄に記載された事項を記載する。

6 添付書類

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び第1～第3四半期分の保管業者の受領額及び第4四半期分の保管業者への支払い予定額が分かる資料を添付すること。

(注3) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第7号（第13第3項関係）

平成 年度飼料穀物備蓄対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名： _____

		事業実施年度： 平成 年度				農林水産省所管補助金：									
事業区分	事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容	
								国庫 補助金	自己 負担	その他					
	合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。